

働き方・休み方改善コンサルタントのご案内

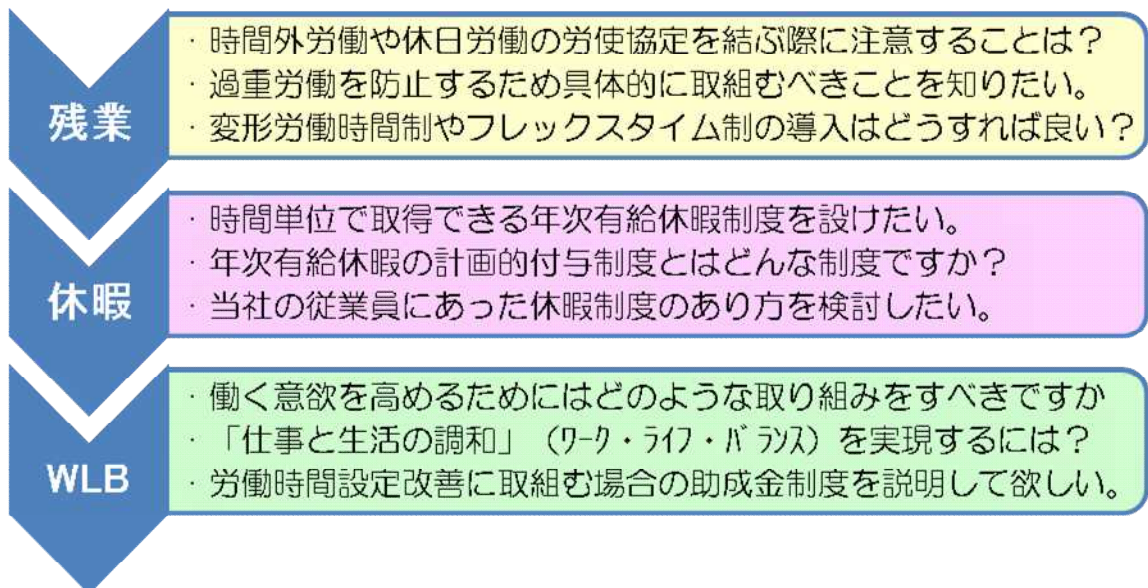
京都労働局

「労働時間等設定改善法」に基づき、事業主や労務担当の皆さんからの労働時間を中心とした各種相談に応じて、アドバイスやプランの提示を行う『働き方・休み方改善コンサルタント』が京都労働局に配置されています。

特に、近年は長時間労働の現状にある職場において、「働き方」の改善に加え、休日や休暇をより労働者の生活ニーズに適合したものに改善していくという「休み方」に重点を置いて、「働き方」と「休み方」の総合的な改善に積極的・効果的に取り組まれる事業主等の活動を『働き方・休み方改善コンサルタント』が支援いたします。

直接、御社にお伺いしてご相談に対応するほか、ワークショップの講師等を行っております。

事業主等が抱える次のような事項にコンサルタントが訪問して対応します！



「働き方・休み方改善コンサルタント」の個別訪問によるアドバイスや資料提供を希望される場合は、裏面の「個別訪問申込書」を郵送・FAX等で送付してください。

また、ご不明な点がございましたら、下記あてにお問い合わせください。

【お申込み先】

京都労働局 雇用環境・均等室

〒604-0846

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

TEL 075(241)3212

FAX 075(241)3222

ご利用は無料です



個別訪問申込書

平成 年 月 日

京都労働局 雇用環境・均等室 あて

FAX 075-241-3222

働き方・休み方改善コンサルタントの個別訪問によるアドバイスを申し込みます。

事業場名称			
所在地			
電話番号	()	FAX	()
担当者 職氏名	職名	氏名	
事業内容		労働者数	人
相談事項	<input type="checkbox"/> 労働時間関係 <input type="checkbox"/> 休日関係 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他 具体的な内容があれば以下に記載してください。		

- * 訪問の日時は、ご担当の方と調整の上、決めさせていただきます。
- * 不明な点がありましたら、まずは電話にてお問い合わせください。

京都労働局雇用環境・均等室
働き方・休み方改善コンサルタント 係
TEL 075(241)3212